

基発第 0412001 号

平成16年4月12日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

平成16年度中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察
の実施について

標記について、別紙「平成16年度中央労災補償業務監察方針及び実施計画」及び
「平成16年度中央労働保険適用徴収業務監察方針及び実施計画」により実施するこ
ととしたので了知されたい。

なお、同監察の日程等は、監察実施対象局に対して別途指示する。

平成16年度 中央労災補償業務監察方針及び実施計画

第1 監察の方針

地方労働局における労災補償行政の運営については、主として、

- (1) 行政の重点課題を的確に把握し効果的・効率的な業務運営が行われているか
- (2) 保険給付に係る業務処理が適正に行われているか
- (3) 局署の各級管理者による進行管理が適切に行われているか
- (4) 地方労災補償監察官制度が有効に機能しているか

との観点から監察を実施するものとする。

第2 監察の項目

平成16年度の監察項目は、次のとおりとする。

- 1 管内行政課題の把握及び業務計画の策定状況
- 2 労災保険給付等の迅速・適正処理状況
 - (1) 保険給付請求書の審査等処理状況
 - (2) 長期未処理事案の処理状況
 - (3) 労災診療費の適正処理状況
 - (4) 第三者行為災害に係る事務処理状況
 - (5) 適正給付対策の推進状況
 - (6) 審査請求事件の処理状況
- 3 不正受給等防止対策の実施状況
- 4 地方労災補償監察官制度の運用状況
 - (1) 監察計画の策定状況等
 - (2) 監察の実施状況
- 5 職員研修の実施状況

なお、平成16年度の監察に当たっては、事務処理全般に係る進行管理の状況を踏まえ、次の事項を重点に実施する。

- ① 保険給付請求書の審査等処理状況
- ② 長期未処理事案の処理状況
- ③ 第三者行為災害に係る事務処理状況
- ④ 地方労災補償監察官制度の運用状況

第3 監察の時期

前期 6月上旬～7月下旬

後期 9月上旬～11月中旬

第4 監察の対象局署

25局 57署 (別紙のとおり)

平成16年度 中央労働保険適用徴収業務監察方針及び実施計画

第1 監察の方針

地方労働局における労働保険適用徴収行政の運営について、主として、

- (1) 行政の重点課題を的確に把握し効果的・効率的な業務運営が行われているか
- (2) 労働保険適用徴収に係る業務処理が適正に行われているか
- (3) 会計事故防止の牽制体制が確立され、適正に機能しているか

との観点から監察を実施するものとする。

第2 監察の項目

平成16年度の監察項目は、次のとおりとする。

- 1 管内行政課題の把握及び取組状況
- 2 労働保険適用徴収業務の実施状況
 - (1) 労働保険適用促進計画の実施状況
 - (2) 労働保険料年度更新の実施状況
 - (3) 労働保険料算定基礎調査の実施状況
 - (4) 労働保険料滞納整理の実施状況
 - (5) 労働保険料徴収の事務処理状況
 - (6) 労働保険事務組合の監督指導状況
 - (7) 精算返還金等の事務処理状況
 - (8) 会計事故防止対策の実施状況
- 3 職員研修計画の策定及び実施状況
- 4 雇用保険印紙事務の実施状況

なお、平成16年度の監察の重点は、前年度発生した収入官吏による不正事故の再発防止を最重点とし、次の事項とする。

- ① 会計事故防止対策における牽制体制の確立と実施状況
- ② 収入官吏による労働保険料徴収の事務処理状況
- ③ 労働保険適用促進の実施状況
- ④ 労働保険料滞納整理の実施状況

第3 監察の時期

前期 6月上旬～7月下旬

後期 9月上旬～11月中旬

第4 監察の対象局署

24局 58署 (別紙のとおり)

平成16年度
中央労災補償業務及び中央労働保険適用徴収業務監察実施局署

労働局	署数	労働基準監督署	実施時期
秋田	1	◎秋田	前期
山形	1	◎山形	前期
●茨城	2	○土浦 ◎日立	後期
群馬	0		前期
埼玉	3	◎春日部 ◎所沢 ○熊谷	後期
●千葉	3	◎船橋 ◎柏 ○東金	後期
東京	4	◎中央 ◎足立 ◎上野 ◎八王子	後期
神奈川	6	◎鶴見 ○藤沢 ○平塚 ◎横浜北 ◎川崎南 ◎厚木	後期
●石川	2	◎金沢 △小松	前期
福井	2	◎福井 ○敦賀	前期
長野	3	◎長野 △中野 △小諸	前期
●静岡	4	◎浜松 ◎三島 ○沼津 ◎静岡	後期
愛知	3	◎名古屋東 ◎半田 ◎刈谷	後期
三重	2	◎四日市 ○松坂	後期
滋賀	0		後期
大阪	2	◎天満 ◎北大阪	前期
兵庫	4	◎姫路 ○西脇 ◎神戸西 ◎加古川	後期
和歌山	1	◎和歌山	前期
鳥取	1	◎鳥取	前期
島根	1	△出雲	前期
●岡山	2	◎倉敷 ○津山	後期
山口	3	○宇部 ○岩国 ○小野田	後期
香川	1	◎高松	後期
愛媛	0		後期
高知	1	◎高知	前期
佐賀	2	○唐津 △伊万里	前期
熊本	1	◎熊本	前期
大分	2	○佐伯 △三重	後期
鹿児島	1	◎鹿児島	前期
計	29	58 ※前期(6/7～7/30)実施予定局14局(16署)、後期(9/6～11/19)実施局15局(38署)	

1 〃は、労災補償業務及び適用徴収業務についての監察を行う。

2 「●」は、労災補償業務のほか収入官吏に係る事務処理についての監察を行う。

3 斜体の局名は、局の適用徴収業務のみの監察を行うが、出雲署は前年度特別監察の是正状況の確認のための監察も行う。

4 監督署名のまる印は、◎方面制署、○三課制署、△二課制署である。

基発第 0412002 号

平成16年4月12日


秋田労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

平成16年度中央労災補償業務及び中央労働保険適用徴収業務監察
について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

- 1 監察対象局署 貴局及び 秋田署
- 2 実施期間 平成16年6月15日 ～ 6月17日
- 3 担当官名 中央労災補償監察官 笹嶋 貢
中央労災補償監察官 小泉 明久
- 4 監察項目 平成16年4月12日付け基発第 0412001 号の「平成16年度
中央労災補償業務監察方針及び実施計画」及び「平成16年度
中央労働保険適用徴収業務監察方針及び実施計画」のとおり

基発第 0412002 号

平成16年4月12日


山形労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

平成16年度中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察
について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

- 1 監察対象局署 貴局及び 山形署
- 2 実施期間 平成16年7月1日 ～ 7月2日
- 3 担当官名 中央労災補償監察官 渡部 宏
中央労災補償監察官 上澤 宏史
- 4 監察項目 平成16年4月12日付け基発第 0412001 号の「平成16年度
中央労災補償業務監察方針及び実施計画」及び「平成16年度
中央労働保険適用徴収業務監察方針及び実施計画」のとおり

基発第 0412002 号

平成 16 年 4 月 12 日



厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

平成 16 年度中央労災補償業務及び中央労働保険適用徴収業務監察
について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

- 1 監察対象局署 貴局及び 土浦署 日立署
- 2 実施期間 平成 16 年 9 月 9 日 ～ 9 月 10 日
- 3 担当官名 中央労災補償監察官 吉見 武生
中央労災補償監察官 小泉 明久
中央労災補償監察官 堀江 章
- 4 監察項目 平成 16 年 4 月 12 日付け基発第 0412001 号の「平成 16 年度
中央労災補償業務監察方針及び実施計画」及び「平成 16 年度
中央労働保険適用徴収業務監察方針及び実施計画」のとおり

基発第 0412002 号

平成 16 年 4 月 12 日



厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

平成 16 年度中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

- 1 監察対象局署 貴 局
- 2 実 施 期 間 平成 16 年 7 月 15 日
- 3 担 当 官 名 中央労災補償監察官 笹嶋 貢
中央労災補償監察官 小泉 明久
- 4 監 察 項 目 平成 16 年 4 月 12 日付け基発第 0412001 号の「平成 16 年度
中央労働保険適用徴収業務監察方針及び実施計画」のとおり

基発第 0412002 号

平成16年4月12日



厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

平成16年度中央労災補償業務及び中央労働保険適用徴収業務監察
について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

- 1 監察対象局署 貴局及び 春日部署 所沢署 熊谷署
- 2 実施期間 平成16年10月26日 ～ 10月29日
- 3 担当官名 中央労災補償監察官 渡部 宏
中央労災補償監察官 上澤 宏史
- 4 監察項目 平成16年4月12日付け基発第 0412001 号の「平成16年度
中央労災補償業務監察方針及び実施計画」及び「平成16年度
中央労働保険適用徴収業務監察方針及び実施計画」のとおり

基発第 0412002 号

平成16年4月12日



厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

平成16年度中央労災補償業務及び中央労働保険適用徴収業務監察
について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

- 1 監察対象局署 貴局及び 船橋署 柏署 東金署
- 2 実施期間 平成16年10月13日 ～ 10月15日
- 3 担当官名 中央労災補償監察官 笹嶋 貢
中央労災補償監察官 渡部 宏
中央労災補償監察官 堀江 章
- 4 監察項目 平成16年4月12日付け基発第 0412001 号の「平成16年度
中央労災補償業務監察方針及び実施計画」及び「平成16年度
中央労働保険適用徴収業務監察方針及び実施計画」のとおり

基発第 0412002 号

平成 16 年 4 月 12 日



厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

平成 16 年度中央労災補償業務及び中央労働保険適用徴収業務監察
について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

- 1 監察対象局署 貴局及び 中央署 足立署 上野署 八王子署
- 2 実施期間 平成 16 年 11 月 10 日 ～ 11 月 12 日
- 3 担当官名
主任中央労災補償監察官 宇佐美 裕民
中央労災補償監察官 笹嶋 貢
中央労災補償監察官 吉見 武生
中央労災補償監察官 渡部 宏
中央労災補償監察官 堀江 章
- 4 監察項目 平成 16 年 4 月 12 日付け基発第 0412001 号の「平成 16 年度
中央労災補償業務監察方針及び実施計画」及び「平成 16 年度
中央労働保険適用徴収業務監察方針及び実施計画」のとおり

基発第 0412002 号

平成 16 年 4 月 12 日



厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

平成 16 年度中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察
について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

- 1 監察対象局署 貴局及び 鶴見署 藤沢署 平塚署 横浜北署 川崎南署
厚木署
- 2 実施期間 平成 16 年 9 月 13 日 ～ 9 月 17 日
- 3 担当官名 主任中央労災補償監察官 宇佐美 裕民
中央労災補償監察官 吉見 武生
中央労災補償監察官 小泉 明久
中央労災補償監察官 上澤 宏史
- 4 監察項目 平成 16 年 4 月 12 日付け基発第 0412001 号の「平成 16 年度
中央労災補償業務監察方針及び実施計画」及び「平成 16 年度
中央労働保険適用徴収業務監察方針及び実施計画」のとおり

基発第 0412002 号

平成16年4月12日


石川労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

平成16年度中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察
について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

- 1 監察対象局署 貴局及び 金沢署 小松署
- 2 実施期間 平成16年7月8日 ～ 7月9日
- 3 担当官名 中央労災補償監察官 吉見 武生
中央労災補償監察官 堀江 章
中央労災補償監察官 上澤 宏史
- 4 監察項目 平成16年4月12日付け基発第 0412001 号の「平成16年度
中央労災補償業務監察方針及び実施計画」及び「平成16年度
中央労働保険適用徴収業務監察方針及び実施計画」のとおり

基発第 0412002 号

平成16年4月12日



厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

平成16年度中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察
について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

- 1 監察対象局署 貴局及び 福井署 敦賀署
- 2 実施期間 平成16年7月29日 ～ 7月30日
- 3 担当官名 中央労災補償監察官 小泉 明久
中央労災補償監察官 上澤 宏史
- 4 監察項目 平成16年4月12日付け基発第 0412001 号の「平成16年度
中央労災補償業務監察方針及び実施計画」及び「平成16年度
中央労働保険適用徴収業務監察方針及び実施計画」のとおり

基発第 0412002 号

平成 16 年 4 月 12 日



厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

平成 16 年度中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察
について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

- 1 監察対象局署 貴局及び 長野署 中野署 小諸署
- 2 実施期間 平成 16 年 7 月 6 日 ～ 7 月 9 日
- 3 担当官名 中央労災補償監察官 渡部 宏
中央労災補償監察官 小泉 明久
- 4 監察項目 平成 16 年 4 月 12 日付け基発第 0412001 号の「平成 16 年度
中央労災補償業務監察方針及び実施計画」及び「平成 16 年度
中央労働保険適用徴収業務監察方針及び実施計画」のとおり

基発第 0412002 号

平成16年4月12日



厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

平成16年度中央労災補償業務及び中央労働保険適用徴収業務監察
について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

- 1 監察対象局署 貴局及び 浜松署 三島署 沼津署 静岡署
- 2 実施期間 平成16年10月4日 ～ 10月7日
- 3 担当官名 中央労災補償監察官 笹嶋 貢
中央労災補償監察官 小泉 明久
中央労災補償監察官 上澤 宏史
- 4 監察項目 平成16年4月12日付け基発第 0412001 号の「平成16年度
中央労災補償業務監察方針及び実施計画」及び「平成16年度
中央労働保険適用徴収業務監察方針及び実施計画」のとおり

基発第 0412002 号

平成 16 年 4 月 12 日



厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

平成 16 年度中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察
について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

- 1 監察対象局署 貴局及び 名古屋東署 半田署 豊橋署
- 2 実施期間 平成 16 年 9 月 28 日 ～ 10 月 1 日
- 3 担当官名 主任中央労災補償監察官 宇佐美 裕民
中央労災補償監察官 笹嶋 貢
中央労災補償監察官 渡部 宏
- 4 監察項目 平成 16 年 4 月 12 日付け基発第 0412001 号の「平成 16 年度
中央労災補償業務監察方針及び実施計画」及び「平成 16 年度
中央労働保険適用徴収業務監察方針及び実施計画」のとおり

基発第 0412002 号

平成16年4月12日



厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

平成16年度中央労災補償業務及び中央労働保険適用徴収業務監察
について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

- 1 監察対象局署 貴局及び 四日市署 松阪署
- 2 実施期間 平成16年10月14日 ～ 10月15日
- 3 担当官名 中央労災補償監察官 吉見 武生
中央労災補償監察官 上澤 宏史
- 4 監察項目 平成16年4月12日付け基発第 0412001 号の「平成16年度
中央労災補償業務監察方針及び実施計画」及び「平成16年度
中央労働保険適用徴収業務監察方針及び実施計画」のとおり

基発第 0412002 号

平成16年4月12日



厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

平成16年度中央労働保険適用徴収業務監察について

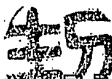
標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

- 1 監察対象局署 貴 局
- 2 実 施 期 間 平成16年10月1日
- 3 担 当 官 名 中央労災補償監察官 堀江 章
中央労災補償監察官 上澤 宏史
- 4 監 察 項 目 平成16年4月12日付け基発第 0412001 号の「平成16年度
中央労働保険適用徴収業務監察方針及び実施計画」のとおり

基発第 0412002 号

平成16年4月12日


大阪労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

平成16年度中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察
について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

- 1 監察対象局署 貴局及び 天満署 北大阪署
- 2 実施期間 平成16年7月13日 ～ 7月16日
- 3 担当官名 主任中央労災補償監察官 宇佐美 裕民
中央労災補償監察官 吉見 武生
中央労災補償監察官 渡部 宏
- 4 監察項目 平成16年4月12日付け基発第 0412001 号の「平成16年度
中央労災補償業務監察方針及び実施計画」及び「平成16年度
中央労働保険適用徴収業務監察方針及び実施計画」のとおり

基発第 0412002 号

平成16年4月12日



厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

平成16年度中央労災補償業務及び中央労働保険適用徴収業務監察
について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

- 1 監察対象局署 貴局及び 姫路署 西脇署 神戸西署 加古川署
- 2 実施期間 平成16年10月18日 ～ 10月22日
- 3 担当官名 主任中央労災補償監察官 宇佐美 裕民
中央労災補償監察官 小泉 明久
中央労災補償監察官 堀江 章
- 4 監察項目 平成16年4月12日付け基発第 0412001 号の「平成16年度
中央労災補償業務監察方針及び実施計画」及び「平成16年度
中央労働保険適用徴収業務監察方針及び実施計画」のとおり

基発第 0412002 号

平成16年4月12日



厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

平成16年度中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察
について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

- 1 監察対象局署 貴局及び 和歌山署
- 2 実施期間 平成16年6月23日 ～ 6月25日
- 3 担当官名 中央労災補償監察官 吉見 武生
中央労災補償監察官 堀江 章
- 4 監察項目 平成16年4月12日付け基発第 0412001 号の「平成16年度
中央労災補償業務監察方針及び実施計画」及び「平成16年度
中央労働保険適用徴収業務監察方針及び実施計画」のとおり

基発第 0412002 号

平成 16 年 4 月 12 日



厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

平成 16 年度中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察
について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

- 1 監察対象局署 貴局及び 鳥取署
- 2 実施期間 平成 16 年 7 月 28 日 ～ 7 月 30 日
- 3 担当官名 中央労災補償監察官 吉見 武生
中央労災補償監察官 堀江 章
- 4 監察項目 平成 16 年 4 月 12 日付け基発第 0412001 号の「平成 16 年度
中央労災補償業務監察方針及び実施計画」及び「平成 16 年度
中央労働保険適用徴収業務監察方針及び実施計画」のとお

基発第 0412002 号

平成16年4月12日



厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

平成16年度中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

- 1 監察対象局署 貴局及び 出雲署
- 2 実施期間 平成16年7月22日 ～ 7月23日
- 3 担当官名 中央労災補償監察官 笹嶋 貢
中央労災補償監察官 渡部 宏
- 4 監察項目 平成16年4月12日付け基発第 0412001 号の「平成16年度
中央労働保険適用徴収業務監察方針及び実施計画」のとおり

基 発 第 0412002 号

平成16年4月12日



厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

平成16年度中央労災補償業務及び中央労働保険適用徴収業務監察
について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

- 1 監察対象局署 貴局及び 倉敷署 津山署
- 2 実施期間 平成16年10月28日 ～ 10月29日
- 3 担当官名 中央労災補償監察官 笹嶋 貢
中央労災補償監察官 吉見 武生
中央労災補償監察官 小泉 明久
- 4 監察項目 平成16年4月12日付け基発第 0412001 号の「平成16年度
中央労災補償業務監察方針及び実施計画」及び「平成16年度
中央労働保険適用徴収業務監察方針及び実施計画」のとおり

基発第 0412002 号

平成 16 年 4 月 12 日


山口労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

平成 16 年度中央労災補償業務及び中央労働保険適用徴収業務監察
について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

- 1 監察対象局署 貴局及び 宇部署 岩国署 小野田署
- 2 実施期間 平成 16 年 10 月 5 日 ～ 10 月 8 日
- 3 担当官名 中央労災補償監察官 渡部 宏
中央労災補償監察官 堀江 章
- 4 監察項目 平成 16 年 4 月 12 日付け基発第 0412001 号の「平成 16 年度
中央労災補償業務監察方針及び実施計画」及び「平成 16 年度
中央労働保険適用徴収業務監察方針及び実施計画」のとおり

基発第 0412002 号

平成 16 年 4 月 12 日



厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

平成 16 年度中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察
について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

- 1 監察対象局署 貴局及び 丸亀署
- 2 実施期間 平成 16 年 10 月 19 日 ～ 10 月 21 日
- 3 担当官名 中央労災補償監察官 吉見 武生
中央労災補償監察官 渡部 宏
- 4 監察項目 平成 16 年 4 月 12 日付け基発第 0412001 号の「平成 16 年度
中央労災補償業務監察方針及び実施計画」及び「平成 16 年度
中央労働保険適用徴収業務監察方針及び実施計画」のとおり

基発第 0412002 号

平成 16 年 4 月 12 日



厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

平成 16 年度中央労働保険適用徴収業務監察について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

- 1 監察対象局署 貴 局
- 2 実施期間 平成 16 年 9 月 29 日
- 3 担当官名 中央労災補償監察官 吉見 武生
中央労災補償監察官 小泉 明久
- 4 監察項目 平成 16 年 4 月 12 日付け基発第 0412001 号の「平成 16 年度中央労働保険適用徴収業務監察方針及び実施計画」のとおり

基発第 0412002 号

平成 16 年 4 月 12 日



厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

平成 16 年度中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察
について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

- 1 監察対象局署 貴局及び 高知署
- 2 実施期間 平成 16 年 7 月 21 日 ～ 7 月 23 日
- 3 担当官名 中央労災補償監察官 上澤 宏史
中央労災補償監察官 堀江 章
- 4 監察項目 平成 16 年 4 月 12 日付け基発第 0412001 号の「平成 16 年度
中央労災補償業務監察方針及び実施計画」及び「平成 16 年度
中央労働保険適用徴収業務監察方針及び実施計画」のとおり

基発第 0412002 号

平成 16 年 4 月 12 日



厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

平成 16 年度中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察
について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

- 1 監察対象局署 貴局及び 唐津署 伊万里署
- 2 実施期間 平成 16 年 6 月 10 日 ～ 6 月 11 日
- 3 担当官名 中央労災補償監察官 吉見 武生
中央労災補償監察官 渡部 宏
- 4 監察項目 平成 16 年 4 月 12 日付け基発第 0412001 号の「平成 16 年度
中央労災補償業務監察方針及び実施計画」及び「平成 16 年度
中央労働保険適用徴収業務監察方針及び実施計画」のとおり

基 発 第 0412002 号

平成 16 年 4 月 12 日



厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

平成 16 年度中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察
について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

- 1 監察対象局署 貴局及び 熊本署
- 2 実施期間 平成 16 年 6 月 23 日 ～ 6 月 25 日
- 3 担当官名 中央労災補償監察官 小泉 明久
中央労災補償監察官 上澤 宏史
- 4 監察項目 平成 16 年 4 月 12 日付け基発第 0412001 号の「平成 16 年度
中央労災補償業務監察方針及び実施計画」及び「平成 16 年度
中央労働保険適用徴収業務監察方針及び実施計画」のとおり

基発第 0412002 号

平成 16 年 4 月 12 日



厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

平成 16 年度中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察
について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

- 1 監察対象局署 貴局及び 佐伯署 三重署
- 2 実施期間 平成 16 年 9 月 8 日 ～ 9 月 10 日
- 3 担当官名 中央労災補償監察官 笹嶋 貢
中央労災補償監察官 上澤 宏史
- 4 監察項目 平成 16 年 4 月 12 日付け基発第 0412001 号の「平成 16 年度
中央労災補償業務監察方針及び実施計画」及び「平成 16 年度
中央労働保険適用徴収業務監察方針及び実施計画」のとおり

基発第 0412002 号

平成 16 年 4 月 12 日



厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

平成 16 年度中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察
について

標記について、下記により実施することとしたので通知する。

記

- 1 監察対象局署 貴局及び 鹿児島署
- 2 実施期間 平成 16 年 6 月 30 日 ～ 7 月 2 日
- 3 担当官名 中央労災補償監察官 笹嶋 貢
中央労災補償監察官 堀江 章
- 4 監察項目 平成 16 年 4 月 12 日付け基発第 0412001 号の「平成 16 年度
中央労災補償業務監察方針及び実施計画」及び「平成 16 年度
中央労働保険適用徴収業務監察方針及び実施計画」のとおり